

札幌市水道局余裕期間制度（フレックス方式）要領

令和 7 年 5 月 7 日水道事業管理者決裁

（趣旨）

第 1 条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の趣旨に基づき、柔軟な工期の設定等を通じて、建設資材や建設労働者などの確保に資するよう、札幌市水道局が発注する工事において、余裕期間制度（フレックス方式）の適用に必要な事項を定めるものである。

（定義）

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 余裕期間制度（フレックス方式）とは、発注者があらかじめ設定した全体工期内で、受注者が工事の始期と終期を決定して契約を締結できる制度をいう。
- （2） 全体工期とは、発注者が通常工期を越えて設定する工期で、特記仕様書に明示する契約締結期限日から工事完了期限までの期間をいう。
- （3） 通常工期とは、通常の積算により算出した工期をいう。
- （4） 余裕期間とは、受注者が労務者および資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結期限日から工事の始期の前日までをいう。
- （5） 実工期とは、全体工期内で、受注者が設定した契約書上の工期をいう。
- （6） 工事開始日とは、契約書上の着手日をいう。

（入札の告示及び特記仕様書等の記載）

第 3 条 余裕期間制度（フレックス方式）を適用する場合は、入札の告示及び特記仕様書等に、次に掲げる事項を記載する。

- （1） 工期について
- （2） その他注意事項等

（実工期の申出）

第4条 受注者は、落札決定後、契約までの間に、別記様式1により実工期の申出をし、当該申出期間を契約書に記載するものとする。

（費用の負担）

第5条 工事に係る費用は、通常工期を基準に算出している。余裕期間制度（フレックス方式）の適用によって費用が増加したとき、当該増加した費用は、受注者が負担するものとする。

（前払金の取扱い）

第6条 受注者は、実工期内において、前払金を請求できるものとする。ただし、債務負担行為に基づき請負契約を締結する工事において、「契約を締結した会計年度については、前払金を請求することができない」旨の条項を追加した契約については、実工期内であっても、契約年度において前払金を請求することができないものとする。

（工事開始日前の取扱い）

第7条 工事開始日前の取扱いについては、次のとおりとする。

- （1） 余裕期間においては、当該工事現場の管理を発注者の責により行うものとする。
- （2） 受注者は、余裕期間においては、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。ただし、発注者や関係機関との打合せ、資機材の発注、労務者確保等の準備行為は、受注者の責により行うことができるものとする。

（技術者等の配置）

第8条 余裕期間においては、現場代理人及び主任技術者等を配置することを要しない。また、コリンズに登録する技術者の従事期間は実工期とする。

（実工期の変更）

第 9 条 受注者は、契約締結後において、技能労働者や建設資材等の確保のため工程を見直す必要が生じた場合は、発注者があらかじめ設定した全体工期内であれば、実工期の変更を別記様式 2 により請求することができるものとする。

（契約の保証）

第 10 条 契約保証期間は、契約締結日からしゅん功日までを含む期間とする。

（その他）

第 11 条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、水道局給水部長が別に定める

附則

1 この要領は、令和 7 年 5 月 23 日以後に告示される工事から適用する。

別記様式 1

工 期 申 出 書

年 月 日

札幌市水道事業管理者 様

(住所)

受注者

(氏名)

年 月 日に落札決定の通知を受けた、次の工事について、実工期を
定めましたので申し出ます。

工 事 名	
契約予定年月日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期(工事の始期及び終期)を記載する。

別記様式 2

工 期 変 更 請 求 書

年 月 日

札幌市水道事業管理者 様

(住所)

受注者

(氏名)

年 月 日に契約締結した、次の余裕期間制度(フレックス方式)適用
工事について、札幌市水道局余裕期間制度(フレックス方式)要領に基づき工期
の変更を請求します。

工 事 名	
工 期	現行： 年 月 日から 年 月 日まで
	変更： 年 月 日から 年 月 日まで
特記仕様書に記 載された全体工 期の終期	年 月 日まで

※受注者は工事担当部に提出。工事担当部は変更工期が全体工期内か確認のう
え契約担当部に送付